**第６期有田市障害福祉計画**

**第２期有田市障害児福祉計画**

**202１（令和３）年度～2023（令和５）年度**

**2021（令和３）年3月**

**和歌山県　有田市**

目次

第１章　第６期障害福祉計画について　･･･････････････････････････････　１

　第１節　　計画策定の趣旨と位置づけ･･････････････････････････････　 １

　第２節　　計画の期間　･･････････････････････････････････････････　 １

　第３節　　他計画との関連性について　････････････････････････････　 ２

第２章　計画の基本方針　･･････････････････････････････････････････　 ３

　第１節　　計画の基本的な考え方　････････････････････････････････　 ３

第３章　障害のある人の状況　･･････････････････････････････････････　 ５

　第１節　　身体障害のある人の状況　･･････････････････････････････　 ５

　第２節　　知的障害のある人の状況　･･････････････････････････････　 ７

　第３節　　精神障害のある人の状況　･･････････････････････････････　 ８

　第４節　　指定難病患者の状況　･･････････････････････････････････　 ９

第４章　第５期計画の実績　････････････････････････････････････････　10

　第１節　　福祉施設の入所者の地域生活への移行　･･････････････････　10

　第２節　　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築････････　10

第３節　　地域生活支援拠点等の整備　････････････････････････････　11

　第４節　　福祉施設からの一般就労への移行　･･････････････････････　11

　第５節　　障害児支援の提供体制の整備等　････････････････････････　12

第５章　第５期計画の障害福祉サービスの実績値　････････････････････　12

　第１節　　障害福祉サービスの実績　･･････････････････････････････　13

　第２節　　地域生活支援事業の実績　･･････････････････････････････　16

第６章　2023年度末に向けた成果目標　････････････････････････････　21

　第１節　　福祉施設の入所者の地域生活への移行　･･････････････････　21

　第２節　　地域生活支援拠点等の整備　････････････････････････････　21

　第３節　　福祉施設からの一般就労への移行　･･････････････････････　22

　第４節　　障害児支援の提供体制の整備等　････････････････････････　25

第５節　　相談支援体制の充実・強化のための取組　････････････････　27

　第６節　　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る

体制の構築　　　･･････････････････････････････････････　28

第７節　　発達障害者に対する支援　･･････････････････････････････　29

　第８節　　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築　･･････　30

第７章　第６期計画の障害福祉サービスの見込み　････････････････････　31

　第１節　　障害福祉サービスの見込み　････････････････････････････　31

　第２節　　地域生活支援事業の見込み　････････････････････････････　36

第８章　計画の推進体制　･･････････････････････････････････････････　45

　第１節　　計画の推進主体　･･････････････････････････････････････　45

　第２節　　地域社会への広報及び啓発活動　････････････････････････　45

　第３節　　計画の点検・評価体制の構築　･･････････････････････････　45

1. 第６期障害福祉計画策定について

第１節　計画策定の趣旨と位置づけ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）では、障害福祉サービスの適切な給付の実施のため、障害福祉サービス及び相談支援の確保に関する基本的事項を「障害福祉計画」として市町村において定めることとされています。

「障害者総合支援法」は2018（平成30）年に児童福祉法等とともに改正され、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが図られました。また、障害児支援のニーズの多様化に対しきめ細かに対応するためのサービスの新設等が行われました。

本市では、障害者基本法第１１条第３項に基づき2019（平成３１）年に「有田市第２次障害者基本計画」を、同時に「有田市障害福祉計画」を策定し、障害のある人が地域において、その心身状況や意思に応じて自立した社会生活を営むことができるような環境整備や体制づくりを行ってきました。

障害のある方の高齢化や障害の重複化、また、支援している家族の高齢化、医療的ケアの必要な児童などの増加など、障害者福祉を取り巻くニーズは多様化しています。

本プランでは、これまでの法整備の状況を踏まえ、地域移行や就労支援など多岐にわたる福祉施策を総合的に推進するために策定します。第５期有田市障害福祉計画の進捗状況などの分析、評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理するとともに、上位計画である「第2次有田市障害者基本計画」との整合を図りながら、2023（令和５）年度を目標とした「第６期有田市障害福祉計画」を策定するものです。

また、2016（平成２８）年に一部改正された児童福祉法で、市町村は国の基本指針に即して「市町村障害児計画」を定めるものとされたことから、本市では、第５期障害福祉計画から引き続き、第２期障害児福祉計画を第６期障害福祉計画と一体的に策定します。

第２節　計画の期間

「第６期有田市障害福祉計画」は、202３（令和５）年度を目標年次とし、計画の期間は、20２１（令和２）年度から202３（令和５）年度とします。

第３節　他計画との関連性について

本計画は、国の「障害者基本計画」、和歌山県の「紀の国障害者プラン2018（第5次和歌山県障害者計画、第６期和歌山県障害福祉計画及び第２期和歌山県障害児福祉計画）」等の内容を踏まえるとともに、「第５次有田市長期総合計画」の障害者福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、本市における各分野の関連計画とも連携して計画の推進を図ります。

有田市長期総合計画

有田市地域福祉計画

有田市地域福祉計

（国）

障害者基本計画

有田市障害者基本計画

（県）

紀の国障害者

プラン2018

（第５次和歌山県障害者計画、第６期和歌山県障害福祉計画及び第３期和歌山県障害児福祉計画）

有田市障害福祉計画

有田市子ども・子育て支援

事業計画

有田市介護保険事業計画

及び老人福祉計画

第２章　計画の基本方針

第１節　計画の基本的な考え方

第2次有田市障害者基本計画に掲げる基本理念及び基本目標に沿って取り組むものとし、障がいのある人もない人も、共に地域を支える主体として支え合い、誰もが住み慣れた地域でいきいきと、尊厳を持って暮らせるまちづくりを目指します。

**「有田市第２次障害者基本計画」より抜粋**

〈基本理念〉

共に支え合い、　だれもが住みよいまち　ありだ

〈基本目標〉

1. 誰もが主役になれるまち　ありだ

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立して暮らしていくためには、生活や就業の機会が保障されることが必要です。しかしながら本市では、障がいのある人が安心して暮らせる場はじゅうぶんとは言えず、就労の場も不足しているとの指摘がみられます。

このため、障がいのある人の生活や活動の場づくりに努めるとともに、就労と就労後のケアに関する支援の充実を図ります。

2. みんなが顔見知りの　まちづくり

障がいのある人が地域で快適な日々を送るためには、全ての市民が障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を共有することが重要です。

そのためには幼児期から生涯にわたって、人権教育を推進するとともに、障がいのある人の現状やニーズ、市の障がい者福祉の状況などについて、市民への周知をいっそう充実していく必要があります。また、ボランティアをはじめ、地域住民の力で障がいのある人を見守り、支える体制づくりも重要な課題となっています。

このため、広報・啓発・交流活動等のいっそうの推進や、福祉教育の推進、ボランティアの育成などを通じて、地域で支え合う障がい者福祉のまちづくりを目指します。

3. 元気でいきいきとした　まちづくり

障がいのある人が安心して暮らしていくためには、身近な地域における保健・医療体制の充実が欠かせません。また、近年は発達障がいと診断される子どもが全国的に増加傾向にあることも含め、障がいの予防や早期発見・早期治療も重要な課題となっています。

一方で、本市では障がいのある人の歯科受診やリハビリテーション体制が不十分との指摘もあり、保健・医療体制のいっそうの充実が課題となっています。

このため、関係機関や専門家とも連携し、地域の保健・医療体制の進展に努めます。

4. みんなで学べる　まちづくり

障がいのある人の教育を受ける権利を保障することは、行政の重要な責務です。

このため、就学前から生涯を通じ、障がいのある人が快適な環境で主体的に学び、スポーツ・リクリエーションや文化活動などにも積極的に参画できるよう、環境の整備に努め、障がいのある人もない人も、共に学ぶことができるまちづくりを目指します。

5. サポートの充実した　まちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で生涯、安心して暮らしていくためには、困りごとをすぐ相談でき、必要な支援につながる仕組みや、生活や福祉に関する情報が円滑に入手できる環境の整備などが欠かせません。

このため、相談支援体制の充実や権利擁護の取組、情報提供手段の充実などを通じ、地域全体で障がいのある人をサポートする体制の整備を推進します。

6. みんなが暮らしやすい　まちづくり

障がいのある人にとって住みやすいまちは、全ての人にとって住みやすいまちとなります。例えば障がいのある人にとってバリア（障壁）となるものやことが排除されたバリアフリーのまちづくりは、誰にとっても快適でストレスなく暮らせる、ユニバーサルデザインが行き届いたまちでもあります。

そうしたまちづくりを目指し、住宅や道路・施設・設備などのバリアフリー化の推進や、防犯・防災対策の強化などに取り組みます。

第３章　障害のある人の状況

第１節　身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、年々減少傾向にありましたが、現在横ばいです。

2020（令和２）年４月１日現在の等級別では、4級手帳所持者が３９７人と最も多く、次に１級手帳所持者の3７２人となっています。３級～6級の中度・軽度の手帳所持者の減少と比べると、１級・２級の重度の手帳所持者の減少が大きくなっています。

2020（令和２）年４月１日現在の障害種別では、肢体不自由の方が７４１人と最も多く、次に内部障害が４４０人と多くなっています。

＊身体障害者手帳は、１級から６級まであり、１・２級＝重度、３級・４級＝中度、５級・６級＝軽度となっています。

身体障害者（児）手帳所持者数の推移（等級別）　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　単位：人



各年４月１日現在

身体障害者（児）手帳所持者数（障害別）

　　　　　　　　 　　　　　　　　単位：人



各年４月１日現在

身体障害者（児）手帳所持者数の推移　（人）

身体障害者（児）手帳所持者数（障害別）　（人）

第２節　知的障害のある人の状況

　療育手帳所持者数は、2020（令和2）年４月１日現在２５０人で、2016（平成28）年まで減少傾向にありましたが、その後軽度のＢ２手帳所持者数を中心に増加傾向にあります。

＊療育手帳は、Ａ判定＝重度、Ｂ１判定＝中度、Ｂ２判定＝軽度となっています。

判定別療育手帳所持者数の推移　　　　　　　　 　　単位：人



　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 各年４月１日現在

第３節　精神障害のある人の状況

　精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2020（令和2）年４月１日現在１８４人で、増加傾向となっています。

等級別では、２級（中度）が１０４人で、全体の約５７％と高い割合となっています。

通院医療費公費負担承認者数は、2020（令和2）年４月１日現在３４９人で、増減を繰り返しながら増加傾向が続いています。

＊精神障害者保健福祉手帳は、１級＝重度、２級＝中度、３級＝軽度となっています。

障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移　　　　　　　 　　　単位：人



各年４月１日現在

通院医療費公費負担承認者数の推移　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　単位：人



各年４月１日現在

第４節　指定難病患者の状況

指定難病患者数は、最近７年間の平均値は２６１人で増減を繰り返しながら推移しています。

難病患者数の推移　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　　単位：人



各年度３月３１日現在

資料：湯浅保健所

第4章　第５期計画の実績

　本市では、地域生活支援拠点の整備や就労支援、障害児支援の提供体制の整備について、国の基本指針に基づき数値目標を設定しました。

第１節　福祉施設の入所者の地域生活への移行

2016（平成28）年度末の施設入所者数の９％以上が地域生活へ移行、2020（令和２）年度末における福祉施設入所者を2016（平成28）年度末時点から２％以上削減することが目標となっています。

地域生活へ移行した施設入所者はいませんが、施設入所者の死亡などの理由により、2020（令和２）年度末時点で、目標値２９人となっています。

第５期計画の目標値



第２節　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針は、精神病床における長期入院患者の地域への移行を進めるため、2020年度末までに障害福祉圏域において、保健、医療、福祉関係者による協議の場と市町村ごとに協議会の設置や専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場（単独で困難な場合は圏域）を設置することを基本としています。有田市において地域包括ケアシステムとして設置はできていませんが、有田圏域自立支援協議会の一部会である精神障害者部会において、同様の協議を行っています。

第５期計画の目標値



第３節　地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針は、市町村又は都道府県が定める障害福祉圏域において、2020年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本としています。

　地域生活支援拠点の整備については、有田地域自立支援協議会において、2020年度末までに有田圏域での設置を目指し検討を行っています。障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供を構築します。

　2021年4月には、地域生活支援拠点の一部機能である、緊急時の受け入れ対応に関する事業を開始します。残りの機能については随時整備していきます。

第４節　福祉施設からの一般就労への移行

　国の基本指針は、2020年度中に一般就労への移行者数を2016（平成28）年度実績の1.5倍以上にすること。2020年度末における就労移行支援事業の利用者数を2016（平成28）年度末から2割以上増加すること。全体の3割以上の就労移行支援事業所が就労移行率5割以上を占めること。1年後の職場定着率を8割以上とすることとなっています。

第５期計画の目標値



* 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型）、就労継続支援（Ｂ型）の事業を行う施設をいいます。

評価と課題

・一般就労移行者は５人でした。

・２０２０年度末においての就労移行支援利用者は１人でした。

・有田圏域内に就労移行支援事業所はなく、障害者の就労移行の取り組みには、関係機関の連携が重要です。

第5節　障害児支援の提供体制の整備等

　国の基本方針は、2020年度末までに、児童発達支援センターを１カ所以上設置すること、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、2020年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１カ所以上確保（単独で困難な場合は圏域で確保）すること、2018（平成３0）年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置（単独で困難な場合は圏域で設置）することとなっています。

第５期計画の目標値



評価と課題

・児童発達支援センターは、１カ所設置済みです。「児童発達支援センターさくらんぼ園」が令和２年４月に指定を受けています。

・保育所等訪問支援については、利用できる事業所はありますが、支援を活用できる体制づくりに課題があります。

・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、有田圏域内また有田市から通える範囲内で２カ所確保できています。

・医療的ケア児支援のための協議の場は、令和元年自立支援協議会内に設置し、有田圏域全体での支援を進めようとしています。

第５章　第５期計画の障害福祉サービスの実績値

第１節　障害福祉サービスの実績

　第５期計画に基づき、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「指定相談支援」「障害児支援」の各種障害福祉サービス提供を推進しました。その実績は次のとおりです。特に訪問系サービスを始めとする障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の確保が重要であり、サービス提供事業所との連携など事業所の確保を進めていく必要があります。

１．訪問系サービスの実績値の状況　　　　　　　　　単位：上段　時間　下段　人



評価と課題

・訪問系サービスの利用時間については、年々利用者数が増加しています。

　障害者の高齢化や親の高齢化や親なき後の支援のため、利用時間も増加しています。

　令和２年度はコロナ感染症対策のため、自宅で過ごす時間が増えたことも一因となっています。

２．日中活動系サービスの実績値の状況

単位：上段　人日（利用人数×利用日数）分、　下段　人（実利用人数）

就労定着支援、療養介護については、人（実利用人数）



評価と課題

・日中活動系サービスについては、就労継続支援Ｂ型は利用者数、利用日数ともに増加しています。一方、就労継続支援Ａ型は年々減少しています。有田圏域内にあったＡ型事業所の廃止によるもので、事業所の誘致が課題となっています。療養介護は計画より増加しています。これは重症心身障害児者の高齢化や保護者の死亡によるものが要因となっています。それ以外のサービスについては計画を下回っています。特に、就労移行支援は、2015（平成２７）年に就労移行支援事業所が廃止となり圏域内に就労移行支援事業所がなくなってから、利用者が減少し計画を大きく下回っています。

また、短期入所については、１８歳未満の児童の受け入れ先が圏域内にありません。受け入れができるよう事業所に働きかける必要があります。

３．居住系サービスの実績値の状況

　　　　　　　　　　　　　 　　単位：人/月



評価と課題

・居住系サービスについては、共同生活援助の利用者が増加傾向にあります。親なき後の自立に向けた利用が増えています。施設入所支援の利用者については、共同生活援助の利用者と同様、親なき後の利用が増えていますが、入所者の高齢化のための死亡理由により大幅な増加は見られません。圏域内のグループホーム数に限りがあるため、事業所への働きかけが必要です。

４．相談支援の実績値の状況　　　　　　　　　　　　　　　 　単位：人/月



評価と課題

・計画相談支援は、年々利用者が増加しています。

・地域移行支援及び地域定着支援は計画を下回り、施設入所者等の地域移行は計画どおりに進んでいません。

・本市内の相談支援事業所は、３事業所です。障害者のサービス利用にあたっての計画作成、サービス事業所との調整など利用者が安心して地域で生活するために相談支援事業所は不可欠であり、今後も事業所の増加と質の向上に努める必要があります。

５．障害児福祉サービスの実績値の状況

単位：上段　人日（利用人数×利用日数）分、　下段　人（実利用人数）

障害児相談支援については、人（実利用人数）

医療的ケア児に対するコーディネーターの配置については、人（配置数）



評価と課題

・児童発達支援は計画を上回ってはいませんが、利用者は増加傾向にあります。児童発達支援センターができ、定員数が増加したことによるものです。放課後等デイサービスについては利用者数が年々増加し、計画を上回っています。

・障害児相談支援については、サービス利用計画の多くはセルフプランとなっていましたが、令和２年度より計画相談にて支給決定しています。

・医療的ケア児に対するコーディネーターの配置は現在できていませんが、今後、圏域内で配置していきます。

・保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援については、現在行っていません。学校や保育所との連携を強化し、地域で障害を持つ児童を支援していく体制づくりが必要です。

第２節　地域生活支援事業の実績

第5期計画に基づき、本市の地域生活支援事業として行った必須事業とその他の任意事業の実績値は次のとおりです。

1. 必須事業

（１）理解促進・啓発事業の実績値の状況



評価と課題

・理解促進・啓発事業については、手話教室を実施し聴覚障害のある人への理解を深めました。

（２）自発的活動支援事業の実績値の状況



評価と課題

・地域における自発的な活動についての支援については、自発的な活動自体が少ないうえ、コロナ感染症対策のため人が集まることが少なく実績はありませんでした。

（3）相談支援事業の実績値の状況

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：カ所



評価と課題

・相談支援事業については、「障害者相談支援事業」が２カ所、基幹相談支援センター及び機能強化事業についても整備されており、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所を中心に関係機関と連携を図りながら支援しています。

（４）成年後見制度利用支援事業の実績値の状況

　　　　　　　　単位：件（利用件数）



評価と課題

・障害者とその家族の高齢化や親なき後を見据えて、ニーズが高くなっています。実績値はすべて市長申立によるものです。

（５）成年後見制度法人後見支援事業の実績値の状況



評価と課題

・利用実績はありませんでした。社会福祉協議会等の事業実施機関と連携を図り、利用しやすい体制を整える必要があります。

（６） 意思疎通支援事業の実績値の状況

単位：上段　件（利用件数）下段　人（設置人数）



評価と課題

・意思疎通支援事業については、聴覚障害者に対し手話通訳者の派遣を行ってきました。利用しやすいように、情報を提供していく必要があります。今後も社会参加への促進を図るため、サービスの充実が求められます。

・手話通訳者の設置に関しては、人材の不足等の問題があり実現していません。手話通訳者、手話通訳士の育成が必要です。

（７） 日常生活用具給付事業の実績値の状況

　　　　　　　　　　　　単位：件数



評価と課題

・日常生活用具給付事業については、計画を下回るものが多いですが、支給実績は増加しています。特に排泄管理支援用具については計画を上回っており、大幅に増加しています。今後も制度の利用について、情報提供を行います。

（８）手話奉仕員養成研修事業の実績値の状況

単位：人（養成人数）



評価と課題

・有田圏域内での手話奉仕員養成研修は実施できませんでした。令和３年度に研修の実施を予定しています。市民に周知し、多くの手話奉仕員を養成します。

（９） 移動支援事業の実績値の状況

単位：上段　時間、　下段　人（実利用人数）



評価と課題

・移動支援事業については、人数、時間とも増加傾向にありましたが、コロナ感染症対策のための外出自粛により、人数、時間ともに減少しています。

（10）地域活動支援センター事業の実績値の状況

　単位：上段　カ所、　下段　人（実利用人数）



評価と課題

・平成30年10月に有田圏域１市３町による有田圏域地域活動支援センターが開設され、多くの障害者にくつろげる居場所として利用されています。利用者も増加傾向にありましたが、コロナ感染症対策のための外出自粛により、令和２年度は減少しています。

今後もサービスについての情報を提供し、利用促進をしていきます。

1. 任意事業
2. 訪問入浴サービス事業の実績値の状況

単位：人



・訪問入浴サービス事業については、有田市内の事業所での事業提供が休止となったことにより、利用できなくなっています。

（２）日中一時支援事業の実績値の状況

　単位：人



評価と課題

・日中一時支援事業については、増加傾向にあります。令和２年度については、コロナ感染症対策のための外出自粛により減少しています。

（３）身体障害者自動車操作訓練事業・身体障害者自動車改造助成事業

単位：人



評価と課題

・身体障害者自動車操作訓練事業は実績がありませんが、身体障害者自動車改造助成事業については計画通り利用できています。身体に障害を持つ方の利便性と生活圏の拡大を図り社会参加の促進のため、事業の周知に努めます。

（４）巡回支援専門員整備事業の実績値の状況

単位：件（利用件数）



評価と課題

・巡回支援専門員整備事業については、実績が計画を下回っています。臨床心理士が保育所や児童通所支援事業所などの子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、職員や保護者に発達障害の早期発見・早期対応の為の助言等の支援を行いました。

（５）スポーツレクリエーション活動等支援の実績値の状況

単位：人（利用人数）



評価と課題

・障害を持つ子どもを対象に、スポーツ教室を開催しました。実績は計画を下回っています。コロナ感染症対策のため、教室を開催できませんでした。今後も引き続き、スポーツに触れる機会を提供できるよう、広報していきます。

（６）芸術文化活動振興事業の実績値の状況



評価と課題

・障害者美術展を開催しました。多数の応募があり、創作活動の発表の場として多くの作品を展示しました。

第６章　202３年度末に向けた成果目標

　国の基本指針に基づき、202３（令和５）年度末に向けた本市における障害福祉サービスの目標を次のように定めます。

第１節　福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の「基本指針」によると、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、2023（令和５年）度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行するものの数値目標は2019（令和元年度）末時点の施設入所者の６％の削減となっています。

【第６期計画の目標値】



〈本市の考え方〉

目標を達成するための方策として、以下の充実を考えています。

・グループホームの整備促進

・地域生活支援拠点の整備促進

・居宅サービス（居宅介護、短期入所等）の質と量の確保

・日中活動の場（自立訓練、生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）の確保

・相談支援体制（計画相談、地域移行支援、地域定着支援）の充実

・地域の障害者に対する理解促進

第２節　地域生活支援拠点等の整備

　国の基本指針は、市町村又は都道府県が定める障害福祉圏域において、2023（令和５）年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ確保し、機能充実のため、年１回以上運用状況の検証及び検討をすることとされています。

　地域生活支援拠点の整備については、有田地域自立支援協議会において、有田圏域での設置を目指し検討を行っており、2021年度に１カ所整備予定となっています。

また、機能充実のために、年3回運用状況の検証を行っていきます。

【第６期計画の目標値】　　　　　　　　　

第３節　福祉施設からの一般就労への移行

　国の基本指針として、福祉施設から一般就労への移行等について、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業や就労継続支援事業及び就労定着支援事業を通じて、2023(令和５)年度中に一般就労へ移行及び定着する人の数値目標を設定することとされています。

* 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型）、就労継続支援（Ｂ型）の事業を行う施設をいいます。

1. 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

202３（令和５）年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を2019（令和元）年度実績の1.27倍以上にすること。

【第６期計画の目標値】



1. 就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行

【国の基本指針】

2023（令和5）年度中に就労移行支援事業を利用して一般就労に移行するものが、2019（令和元）年度実績の1.3倍になること。

【第６期計画の目標値】



（３）就労継続支援Ａ型事業の利用者の一般就労への移行

【国の基本指針】

2023（令和５）年度中に就労継続支援Ａ型事業を利用して一般就労に移行するものが、2019（令和元）年度実績の1.26倍になること。

【第６期計画の目標値】



（４）就労継続支援Ｂ型事業の利用者の一般就労への移行

【国の基本指針】

2023（令和５）年度中に就労継続支援Ｂ型事業を利用して一般就労に移行するものが、2019（令和元）年度実績の1.23倍になること。

【第６期計画の目標値】



（５）就労定着支援事業利用者数

【国の基本指針】

2023（令和５）年度中に就労移行支援事業所を通じて一般就労に移行するもののうち、７割が就労定着支援事業を利用すること。

【第６期計画の目標値】



〈本市の考え方〉

　令和元年度末において、有田圏域内に就労定着支援事業所がなく、目標設定が困難であることから、目標数値を１人として設定します。

（６）就労定着支援事業所の就労定着率

【国の基本指針】

2023（令和５）年度中において就労移行支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を７割以上とすること。

【第６期計画の目標値】



〈本市の考え方〉

　令和元年度末において、有田圏域内に就労定着支援事業所がなく、目標設定が困難であることから、目標数値を１カ所として設定します。

第４節　障害児支援の提供体制の整備等

障害を持つ児童の成長にあわせて、医療、保健、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制づくりが必要です。

1. 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国の基本指針】

2023（令和５）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１カ所以上設置すること。

2023（令和５）年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

【第６期計画の目標値】



〈本市の考え方〉

　児童発達支援センターについては、さくらんぼ園が設置済みです。

　保育所等訪問支援については、市内事業所での利用が可能です。利用体制の構築についてより良い利用体制の充実を図ります。

（２）重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

2023（令和５）年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１カ所確保すること。

【第６期計画の目標値】



〈本市の考え方〉

　2023（令和５）年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１カ所確保することを目標とします。

（３）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の基本指針】

2023（令和５）年度末までに医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【第６期計画の目標値】



〈本市の考え方〉

　医療的ケア児支援のための協議の場は、すでに設置済みです。引き続き、支援のための協議を継続します。

　医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和５年度末までに配置します。

第5節　相談支援体制の充実・強化のための取組

　基幹相談支援センターを中心に、圏域内の事業者、行政機関、福祉、保健医療、療育、就学、就労の各分野で構成する自立支援協議会を運営し、障害のある人の自立した社会生活及び日常生活を支援するため、各ライフステージに応じて総合的に調整できる相談支援機能の充実を図っています。

　圏域内の相談支援事業所や相談支援専門員の数が少ないなどの問題点もあるため、事業所を支援し、相談支援体制のさらなる充実に向けた取り組みが求められています。

【国の基本指針】

2023（令和５）年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保すること。

【第６期計画の目標値】





〈本市の考え方〉

基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施体制を強化します。

地域の相談事業所への訪問等により、専門的な指導・助言を行い、人材育成の支援、地域の相談機関との連携の強化に取り組んでいきます。

第６節　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

　障害福祉サービス等が多様化する中で、多くの事業者が参入しています。

　障害者総合支援法の基本理念を念頭に置き、利用者にとって適切な障害福祉サービスを提供していくことが重要となります。

【国の基本指針】

2023（令和５）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

【第６期計画の目標値】



〈本市の考え方〉

　和歌山県や自立支援協議会が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加について、年間最低一人を計上します。

　また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について福祉サービス等の質の向上を図るため、年に一度、各事業所と情報の共有を行います。

第７節　発達障害者等に対する支援

　発達障害者等の早期発見、早期支援については、発達障害者等及びその家族等への支援が必要です。

　保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や支援方法を身に着け、適切な対応ができるように、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの発達障害者及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要となります。

【国の基本指針】

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数を見込むこと。

ペアレントメンターの人数を見込むこと。

ピアサポーターの活動への参加人数を見込むこと。

【第６期計画の目標値】



〈本市の考え方〉

　発達障害のある方に対する支援は、早期発見、早期療育がかかせないことから、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

　支援プログラムやピアサポート活動の実施について、検討していきます。

第８節　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

　精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に関しては、福祉、医療、保健など関係者の一体的な取組、また、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

【国の基本指針】

保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数を見込むこと。

保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数を見込むこと。

保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込むこと。

精神障害者の地域移行支援の利用者数を見込むこと。

精神障害者の地域定着支援の利用者数を見込むこと。

精神障害者の共同生活援助の利用者数を見込むこと。

精神障害者の自立生活援助の利用者数を見込むこと。

【第６期計画の目標値】



〈本市の考え方〉

　有田圏域の自立支援協議会に設置している「精神障害者部会」を中心に、保健、医療、福祉の関係機関が連携する協議の場を設け、精神障害のある人の地域生活支援体制の構築を図ります。

第７章　第６期計画の障害福祉サービスの見込み

第１節　障害福祉サービスの見込み

本計画におけるサービス見込量は、第５期計画でのサービスの利用実績を踏まえ、今後のニーズと成果目標、活動指標等を勘案し、次のとおり設定します。

１．訪問系サービス

■サービス内容



■サービス見込量

これまでの実績を基礎として、利用者数の伸びや地域生活移行等による新たなサービスの利用者数を推計しています。

単位：上段　時間　下段　人



■見込量確保のための方策

・サービス提供事業者の確保、特に精神障害者や重度の障害者へのサービスに対応するため、身体障害、知的障害へのサービスを提供している事業者や介護保険事業者へ必要な情報提供を図ります。

・サービスを必要とする障害者が適切にサービスを利用できるように、サービスの周知に努めます。

・サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保や質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけていきます。

２．日中活動系サービス

■サービス内容



■サービス見込量

これまでの実績を基礎として、利用者数の伸び、地域生活移行者や特別支援学校の卒業生等による新たなサービス利用者数を見込んで算出しています。

単位：上段　人日（利用人数×利用日数）分、　下段　人（実利用人数）

就労定着支援、療養介護については、人（実利用人数）



■見込量確保のための方策

・サービスの提供体制について、事業者や利用者への必要な情報提供を図ります。

・サービス需要の把握に努め、サービス利用を希望する障害者がこれら日中活動系サービス等の提供を受けることができるよう努めます。

・日中活動系の社会資源が不足しており、今後サービスの需要増加が見込まれるため、開設意向のある事業所に対して協力を行い、事業所の整備に努めます。

・就労支援関係について、サービス提供事業者や雇用関係機関との連携を強化し、就労支援体制の整備を進めます。

・障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設から物品および役務を優先的に調達することに努めます。

・障害者就労施設等からの優先調達や物品の開発等に関して、情報提供を行い、利用者の工賃の向上を推進します。

３．居住系サービス

■サービス内容



■サービス見込量

これまでの実績を基礎として、利用者数の伸び、施設入所者の地域移行や事業所の開設を見込んでいます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：人／月



■見込量確保のための方策

・自立生活援助については、サービス提供体制の確保を図ります。

・退院可能な精神障害者や施設入所者の地域生活移行を進めていくことが求められています。また、障害者の父母が高齢となり、グループホームの需要はさらに高まりつつあるので、空き物件情報について、開設意向のある事業所に対して助言を行いながら、グループホーム等の整備に努めます。

・施設入所支援については、サービス提供事業者と連携を取りながら、障害支援区分等を適切に判定し、真にサービスを必要とする人が利用できるよう努めます。

４．相談支援

■サービス内容



■サービス見込量

これまでの実績を基礎として、利用者数の伸び、施設入所者の地域移行を反映して見込んでいます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：人／月



■見込量確保のための方策

・計画相談支援については、相談支援事業所において、在宅障害者の実態や家族構成・状況等を的確に把握し、居宅介護サービス等に関するサービス等利用計画を作成することにより、多様化、個別化する障害者等のニーズに的確に対応していきます。また、特定相談支援事業所の開設意向のある事業所に対して助言を行い、整備に努めます

・地域移行支援については、施設入所者等の地域への移行を促進するため、関係機関等で協議を行いながら、社会福祉法人等に対し、グループホームの整備を促進していきます。また、精神科病院のケースワーカー、相談支援事業所との連携を強化し、円滑に退院促進が図られるよう地域移行支援を進めていきます。

・地域定着支援については、安心して居宅で生活ができるよう相談支援事業所と連携を図りながら、的確な障害福祉サービス等の提供も含め、相談支援を行っていきます。

５．障害児福祉サービス（障害児福祉計画）

■サービス内容



■サービス見込量

これまでの実績を基礎として、利用者数の伸び、事業所の開設を見込んでいます。

単位：上段　人日（利用人数×利用日数）分、　下段　人（実利用人数）

障害児相談支援については、人（実利用人数）

医療的ケア児コーディネーターの配置については、人（配置数）



■見込量確保のための方策

・障害児支援に関わるサービス提供事業所、医療機関、教育、保育所等様々な関係機関と連携し、利用ニーズを把握し、横断的なサービス提供体制を確保していきます。

・医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターについては、養成された相談支援専門員を配置します。

第２節　地域生活支援事業の見込み

障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村において柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を実施しています。

１．必須事業

（1）理解促進研修・啓発事業

■サービス内容



■サービス見込量



■見込量確保のための方策

地域における障害をもつ人の不安を解消し、共生・共助の社会づくりを推進するため、地域住民への理解を求めていくことが重要であることから、イベント等での啓発活動に取り組みます。

（２）自発的活動支援事業

■サービス内容



■サービス見込量



■見込量確保のための方策

　障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域における自発的なピアサポート、災害対策、ボランティア活動支援などを支援します。

（3）相談支援事業

■サービス内容



■サービス見込量

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：カ所



■見込量確保のための方策

・委託相談支援事業所との連携を強化するとともに、障害をもつ人に一般相談の利用を促進ながら事業を実施します。

・困難な事例には、基幹相談支援センターを中心に委託相談支援事業所や保健、医療等関係機関と連携を図りながら支援します。

・住宅入居等支援事業については、入居等に関する相談に関しては障害者相談支援事業等で対応しながら、関係機関と協議していきます。

（4）成年後見制度利用支援事業

■サービス内容



■サービス見込量　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：人/年



■目標の達成に向けた方策

障害者とその家族の高齢化によりニーズは高くなっています。制度の周知を図るとともに、成年後見制度の利用困難者に補助を行い、制度の利用を促進します。

（5）成年後見制度法人後見支援事業

■サービス内容



■サービス見込量



■見込量確保のための方策

社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、成年後見制度法人後見支援事業の実施体制の整備に努めます。

（6）意思疎通支援事業

■サービス内容



■サービス見込量

　　単位：人/年



■見込量確保のための方策

・利用対象者の様々なニーズに的確に応えられるよう、手話通訳者・要約筆記者の委託先団体の確保並びに質の向上に取り組みます。

・聴覚障害者情報センター等と連携してサービス水準が低下しないように利用者のニーズ把握に努めます。

・職員の中で手話奉仕員を養成し、市役所に配置することで来庁時の案内や申請手続きの支援をします。

（7）日常生活用具給付等事業

■サービス内容



■サービス見込量

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：件数/年



■見込量確保のための方策

・利用者の特性に合った適切な日常生活用具を給付します。

・利用の促進を図る観点から、日常生活用具に関する情報提供を行います。

（8）手話奉仕員養成研修事業

■サービス内容



■サービス見込量

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：人



■見込量確保のための方策

・手話奉仕員を養成し、人材の確保に努めます。

（9）移動支援事業

■サービス内容



■サービス見込量

単位：上段　時間、下段　人（実利用人数）



■見込量確保のための方策

・自立生活や社会参加を支える重要なサービスとして、引続き支援を継続していきます。

・移動支援事業の情報提供の充実やサービス提供事業所を確保し、利用しやすい制度としていきます。

（10）地域活動支援センター事業

■サービス内容



■サービス見込量

単位：上段　カ所、　下段　人（実利用人数）



■見込量確保のための方策

・主に精神障害者の居場所としてその利用ニーズは高くなっています。今後もサービス内容の質の向上に努めるとともに、サービスについての情報を提供し、利用促進を図ります。

２．任意事業

（１）日中一時支援事業利用状況

■サービス内容



■サービス見込量

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：人



■見込量確保のための方策

・サービス内容やサービス提供事業所に関する情報を周知するとともに、適正な支給、サービスの質の向上に努めていきます。

（3）身体障害者自動車操作訓練事業・身体障害者自動車改造助成事業

■サービス内容



■サービス見込量

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：人



■見込量確保のための方策

・事業内容を検討し、障害のある人の社会参加を促進する観点から事業を実施します。

・広報等を利用し、制度の周知を行うとともに、給付対象者の正確な把握に努めます。

（4）巡回支援専門員整備事業

■サービス内容



■サービス見込量

単位：件/年



■見込量確保のための方策

・巡回等が必要な施設の現状を把握し、活動計画を立てながら実施します。

（５）スポーツレクリエーション活動等支援

■サービス内容



■サービス見込量

　　単位：人



■見込量確保のための方策

・スポーツ教室等を開催し、スポーツに触れる機会を提供します。

・障害のあるかたの芸術・文化の促進のため、イベントを開催します。

（６）芸術文化活動振興事業

■サービス内容



■サービス見込量



■見込量確保のための方策

・障害者美術展等を開催し、創作活動の発表の場を提供します。

第８章 計画の推進体制

第１節　計画の推進主体

計画の推進にあたっては、県や国及び社会福祉協議会との連携のもと、市民、民生・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障害者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるように支援体制を図り、計画を推進します。

第２節　地域社会への広報及び啓発活動

障害に対する差別や偏見をなくし、障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現について、市民意識を高め、市民に理解と協力、そして支援への参画を、あらゆる機会を通じて広く呼びかけていきます。

第３節　計画の点検・評価体制の構築

本計画の着実な実行に努めるため、PDCA マネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行います。計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議をし、計画（Plan）、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)のサイクルの着実な実行に努めます。

そのためにも地域自立支援協議会にも毎年意見をお聞きし、計画の推進に活かします。また、毎年計画の進捗状況の公表に努め、必要に応じて計画の目標数値などの見直しを行うこととします。

## 障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス

